

平成30年3月22日

(略)

東京都監査委員	成	清	梨沙子
同	高	倉	良生
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成30年2月13日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、平成29年3月に都立武蔵野公園（以下「本件公園」という。）において行われた樹木の伐採（以下「本件伐採」という。）は、その伐採理由に正当性が見当たらず、時期的に見ると余ってしまった予算を使うため、いわゆる使いきり予算的な帳尻合わせに行われた自然破壊と言わざるを得ないとして、予算の適正使用及び不必要な自然破壊が行われないよう求めている。

請求人が違法、不当と主張する請求の対象は、本件請求が、「樹木の伐採が行われた件について」となっていること並びに本件請求には、本件伐採及びその伐採理由の書面が添えられているものの、支出に係る具体的な記載等がないことからすれば、本件伐採であると解することが相当である。

ところで、平成2年4月12日の最高裁判決は、市職員が行った道路建設に向けた、

雑木の整理、伐開、除根、切土等の一連の行為について、「道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地からする道路行政担当者としての行為（判断）であって、本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらない」と判示している。

そこで、上記判決を踏まえ、本件伐採が法に定める住民監査請求の対象に当たるか見てみると、本件伐採は、本件請求書及び事実証明書で判断する限り、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たるとは認められず、非財務的見地から行われた行為であると解さざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。